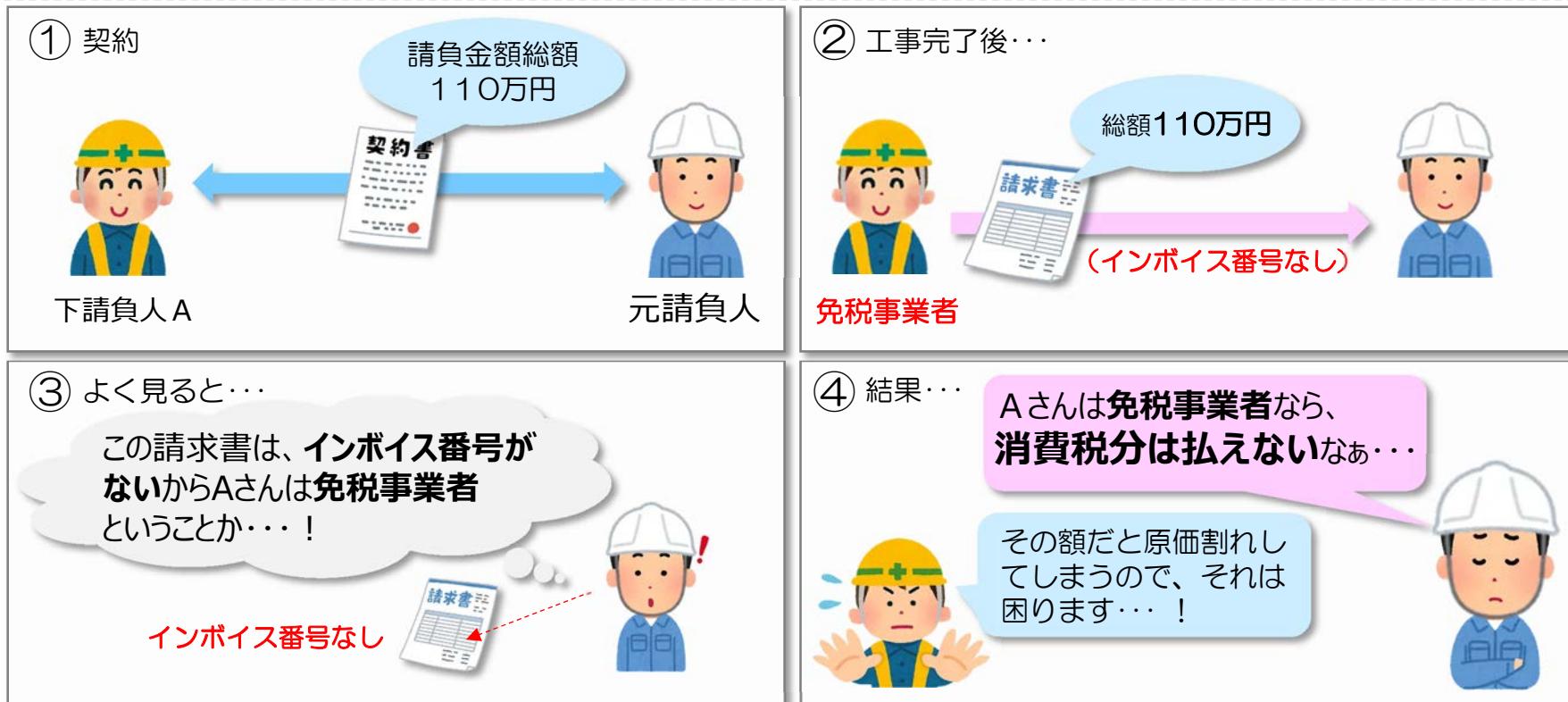


インボイス制度後の免税事業者との建設工事の請負契約に係る
建設業法上の考え方の一例

- 「請負金額総額110万円」で建設工事の請負契約を行った。
- 工事完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請負人が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わないことにした。



➤それ、建設業法違反です！

元請負人（下請契約の注文者）が、自己の取引上の地位を不正に利用して、免税事業者である下請負人に對して、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない（減額する）行為により、請負金額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の「不正に低い請負代金の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。

建設業法令遵守ガイドラインの概要【インボイス関連抜粹】

策定の趣旨

元請負人と下請負人の関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定（H19.6策定、R3.7最終改訂）

＜建設業法令遵守ガイドライン国土交通省HP：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html＞

■：建設業法に違反する行為事例、▲：建設業法に違反するおそれのある行為事例、●：建設業法上望ましくない行為事例
(インボイス制度実施後の免税事業者との取引の観点から特に留意する必要のある行為事例の抜粹)

①見積条件の提示等（法第20条第3項、第20条の2）

▲不明確な工事内容の提示等、曖昧な見積条件により下請負人に見積りを行わせた場合

②当初契約・変更契約（法第19条第1項等）

- 着工前に書面による契約を行わなかった場合
- 追加工事又は変更工事が発生したが、書面による変更契約を行わなかった場合

③不当に低い請負代金(法第19条の3)

▲元請負人が、自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、下請負人による見積額を大幅に下回る額で下請契約を締結した場合

④指値発注（法第19条の3等）

▲元請負人が、下請負人から提出された見積書に記載されている法定福利費等の内容を検討することなく、一方的に差し引きするなど、一定の割合を差し引いて下請契約を締結した場合

⑤不当な使用資材等の購入強制（法第19条の4）

▲下請契約の締結後に、元請負人が下請負人に対して、下請工事に使用する資材等を指定した結果、予定していた購入価格より高い価格で購入することとなった場合

⑥赤伝処理（法第19条の3等）

▲元請負人が、下請負人と合意することなく、下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設廃棄物の処理費用を下請負人に負担させ、下請代金から差し引く場合

⑦不利益取扱いの禁止（法第24条の5）

▲下請負人が、元請負人からの支払に際し、正当な理由なく長期支払保留を受けたことを監督行政庁に通報したため、取引を停止した場合